

下田市学校給食調理配送等業務委託
受託事業者選定審査基準

令和6年9月

下田市教育委員会

□審査方法

第1 参加資格審査

選定委員会は、下記要領により、下田市学校給食調理配送等業務委託事業者募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。また、資格不備の場合は審査対象外とする。

- (1) 募集要項で指定した提出書類はすべて揃っていること。
- (2) 募集要項に記載した参加資格要件をすべて満たしていること。
- (3) 募集要項に記載した参加制限に抵触する項目はないこと。

第2 プレゼンテーション及びヒアリング審査

1 選定委員会は、参加資格審査を経た応募事業者を対象に、提出された提案書（様式第4号～様式第12号）及び提案見積書（様式第14号、様式第15号）に関し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行うものとする。

- ・日にち 令和6年11月26日(火) ※開始時間等は別途通知に記載。
 - ・場 所 別途通知する。
 - ・時 間 プレゼンテーション20分、ヒアリング10分とする。
 - ・出席者 各事業者とも3名までとする。
 - ・準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。
(スクリーンは市で準備する。)
- 準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。

2 プレゼンテーション及びヒアリング審査を行う順番は、提案書類の受付順とする。

3 委託業者選考審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、「(1) 企業評価」及び「(2) 提案書評価」の評価項目に基づき、計150点満点で評価するものとする。ただし、全選定委員の平均得点が75点に満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断する。

(1) 企業評価

評価項目	評価の観点	配点
1 経営状況	① 財務健全性(自己資本比率、流動比率等)について ② 調理場に配置する人数(栄養士、調理師、運転従事者、その他)について	20

2 業務実績	① 学校給食調理・配送業務受託実績について (共同調理場方式、自校調理方式) ② 大量調理業務実績について	20
3 危機管理体制等	① 食中毒や調理事故、異物混入等発生時の対処体制及び防止対策について、並びにインフル、コロナに対する感染症予防について ② 生産物賠償責任保険(PL保険)等の損害賠償制度の加入グレードについて ③ 災害時対応について	15

(2) 提案書評価

評価項目	評価の観点	配点
1 学校給食に関する基本的な考え方	① 教育の一環としての学校給食の意義や目的の理解について(子どもたちのために「より安全でよりおいしい」給食を提供するための理念・方針等、食育に関する学校給食の役割なども踏まえて) ② 学校給食調理配送等業務を受託する上での会社の運営方針や取組姿勢など、受託事業者としての考え方 ③ 食物アレルギーへの取組について	15
2 衛生管理に関する考え方	① 衛生管理業務に関する基本的な考え方 ② 衛生管理体制について (衛生管理に関するチェック方法、報告・管理体制、基準、マニュアル等) ③ 調理従事者等の健康管理体制について ④ 問題発生時(異物混入、食中毒、調理中のケガ、交通事故等)の対応策及び管理体制について	25
3 労働安全管理及び調理従事者の配置に関する考え方	① 労働安全管理に関する考え方 ② 調理配送従事者の雇用に対する考え方 ③ 調理配送従事者の定着方策について ④ 人員構成及び勤務体制について ⑤ 業務の指揮、命令系統について ⑥ 調理配送従事者の休暇、感染症による欠勤等における交代要員の確保と対応策について	30
4 調理従事者の教育に関する考え方	調理業務の安全衛生や調理技術向上に関する教育・安全運転の研修体制について(業務開始までの研修計画含む)	5

5	地域貢献に関する考え方	事業者としての地元への地域貢献に関する考え方について	5
6	提案見積金額	(1-提案額/委託料上限額)×配点 ※上記計算の結果、小数点以下が生ずる場合は、これを四捨五入する。また、計算結果が15点以上の場合は15点とする。	15

(3) 評価書に対する判断基準

企業評価及び提案書評価における評価の観点各項目の判断基準は概ね以下のとおりとする。

評価	判断基準	
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	一般的	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	説明が必要	配点×0.2

4 選定委員は、応募事業者ごとに前記評価項目により評価点を付し、評価した各項目の合計点が最も高い事業者を委託予定者とする。なお、最高得点者が2者以上あった場合は、提案見積金額が最も低い事業者を委託予定者とする。それでも委託予定者が決定しない場合は、くじ引きにより委託予定者を決定する。

5 選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリング審査対象者全員に通知するとともに、市ホームページに公表する。

第4 その他

応募事業者が1者の場合においても、参加資格審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を同様の手続き、同様の基準、同様の日程で行うものとする。